

Title	浅井さんの思い出
Sub Title	
Author	前原, 光雄(Maehara, Mitsuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1979
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.52, No.11 (1979. 11) ,p.117- 118
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	浅井清先生追悼記事
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19791115-0117">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19791115-0117</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 浅井さんの想い出

前 原 光 雄

明治二十八年一〇月二十四日出生され大正八年に卒業された浅井さんが、他界されたということを知った。大正八年といえど私よりも六年の先輩である。六年の先輩に対し、「浅井さん」という呼び方でいいかどうか、いささか疑問であるが、私は現在まで一貫して「浅井」さんという呼び方で通して来た。この呼び方は、御本人の面前であるか否かを問わない。それ故に、ここでも「浅井さん」と呼ぶことにする。これが私には最も自然であり、かつ親しみのある呼び方である。

大正十四年に私が助手となつた頃には、法学部には小池、峯岸、島田、永沢、浅井の助手が居つたわけであるが、浅井さんは、私が助手になつた頃には、留学して居られたので、留学から帰られて初めて会つたわけである。浅井さんが助手になられたのは大正十二年四月である。卒業後の四年間は古河に勤めて居られていたそうである。留学先はドイツで、ハンス・ケルゼンの学説が日本を風靡した時代で、東大では横田喜三郎、慶應

では浅井清さんなど、いずれもケルゼンの学説に傾倒した学者が輩出した。浅井さんの担当は憲法・行政法であつた。ケルゼンの純粹法学 *Reine Staatslehre* が力強く説かれた。その著書も勿論ケルゼン張りである。一方において慶應では、同じ憲法の担当者に山崎又次郎さんが居た。山崎さんの方は皇室主義の憲法で、東大では上杉慎吉、清水澄、寛克彦の諸先生等のように、伝統的な学説であつた。昭和の年代が進むにつれて、軍国主義的な傾向が段々強くなり、軍が力を得るにつれて、天皇機関説を主張する東大の美濃部博士が教壇を棄てねばならぬようになって来て、ケルゼンの学説に対しても軍の干渉があると聞いた。こういうことが遠因になつているかどうかわからないが、昭和二十三年十一月三〇日に慶應義塾を退職されて官界（人事院総裁）に出られた。爾来逝去されるまで慶應の教壇には立たれなかつた。

浅井さんの人柄について一言触れておきたい。これは私が見た感じであつて狭い私の眼から見た浅井さんである。浅井さんは、法学部の一員であつたが、法学部の人とはあまり親しくなかつたようである。むしろ他学部の人、殊に経済学部平井新さんとは大変親しいように見うけられた。平井さんとのことで思ひ出されるのは、マカロニとスパゲッティの論争である。これはマカロニとスパゲッティの定義に関するもので二人が顔を合

せる度毎に、何回も論争して居られたことを想い出す。浅井さんは弁舌がたくみで、雄弁家であつた。その他に仕舞や能もやられたそうである。法学部では恩師の西村富三郎先生に引き立てられたようであつた。事務的才能にも優れ、学内では野球部長、体育会理事等の職にもつかれた。

戦後わが国の憲法を新に制定するために、松本蒸治を委員長とする憲法調査委員会が設けられ、その委員会の委員としてこれに参加し、その功績によつて、勅選の貴族院議員となられたと聞いている。吉田内閣の時であると記憶する。

思い出すままを記し礼を失したかも知れないことをおそれながら筆を擱く。

——一九七九・一一・一四——